

今後の取組について

令和元年 8 月 2 日
日田市林業振興課

経営管理が行われていない森林への対応（案）

森林経営管理制度による取組

※森林経営計画外

森林環境譲与税を活用した取組 ※森林経営計画内

森林所有者申出

市の調査

航空レーザ計測データによる資源解析、県・森林組合等との意見交換、施業履歴等

森林所有者からの申出受理

経営管理されていない森林の選定

既存の森林経営計画森林等の経営管理されている森林のうち、条件不利地等で整備されていない森林（未整備森林区域）を選定。

当該森林区域を市森林整備計画に登載

当該森林の現況調査（委託）

※5年程度で調査を実施

経営管理権
設定対象外

意向調査
対象外

意向調査対象地の決定・意向調査

所有者自身で管理

市に経営管理権
を設定する場合

※10年程度で調査を実施

《経営管理権集積計画案の作成、関係権利者全員の同意取得》
市による経営管理委託を希望する森林について経営管理等について計画を作成

《経営管理権集積計画の公告・縦覧》
関係権利者の同意を得た時は、経営管理権集積計画を定めた旨を公告

経営管理権の設定

森林環境譲与税を活用し、路網整備を実施

既存の森林経営計画策定者により経営管理を実施

林業経営者もしくは市による経営管理

森林環境譲与税を活用した取組について（案）

●取組① 市町村森林経営管理事業（市に経営管理権を設定した森林うち、林業経営に適さない森林の管理）

森林所有者に経営管理意向調査を行った結果、市に経営管理権の設定を希望する旨の意向が表明され、市に経営管理権を設定した森林のうち、民間事業者では経営管理ができない林業経営に適さない森林の管理



間伐を行いながら、管理コストの低い針広混交林（スギや広葉樹が混じりあった森林）などへ誘導。収益をあげることを目的とする伐採は実施しない。

●取組② 未整備森林区域内の路網整備

○森林経営管理制度においては経営管理されていない森林の整備を行うもので、森林経営計画が策定されている森林は原則対象とならない。

○日田市においては、森林経営計画の策定率が約76%（県全体：約43%）と高く、新たな森林経営管理制度の対象となる森林が限られる。

○しかしながら、

①既存の森林経営計画対象森林内でも、条件等が悪く従来の補助事業では所有者負担が大きくなる場合や所有者や境界が不明確などの理由で手入れ不足となっている森林がある。

②森林環境譲与税については、既存事業では森林整備が進まず、手入れ不足となっている森林（未整備森林）の解消に向けた施策に充当することとなっている。

ことから、森林経営計画対象森林については、適切に森林管理が行われていない人工林の多い区域等を、過去の施業履歴等を参考に日田市森林整備計画において「未整備森林区域」と定め、事業実施上の優先度を明確化した上で、森林整備を促進するため、森林環境譲与税を活用し路網整備を行うことについて検討する。



「未整備森林区域」と定めた森林において、森林環境譲与税を活用し現地調査を実施。森林整備が進まない理由が路網整備であり、既存の補助事業等では路網整備できない箇所について、森林環境譲与税により市が一部路網を整備し未整備森林の解消を図る。

・事業検討イメージ：林業専用道の接続部（入口）の整備（例）

該当箇所：未整備森林が河川の対岸にあり、既存の補助事業等で整備しようとしても採算が合わず路網整備が困難な箇所

整備内容：対岸から未整備森林までの入口（接続部）のみを森林環境譲与税で整備

整備効果：対岸からの入口が整備されたことで、その先は事業者が既存の補助事業等を活用し路網整備を行うことが可能となる。

森林環境譲与税を活用した取組について（案）

●取組③ 森林整備を担うべき人材の育成及び確保

1、国の「緑の雇用」対策の活用・支援

①就業前：おおいた林業アカデミー研修生への支援

国：青年就業準備給付金（月額12万5千円）

市：研修所（由布市）までの交通費助成（日額千円）

市・県：中高年移住推進給付金（月額10万円）

②就業後：キャリアアップへの支援（国：研修助成、市：奨励金）

・林業就業5年以上対象

⇒フォレストリーダー（現場管理責任者）研修（FL）

・林業就業10年以上対象

⇒フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）研修（FM）

2、造林作業の担い手確保・支援

・造林作業の新規就業者に対する造林OJT型短期研修への助成

3、林業事業体等への支援

・林業退職金共済掛金や社会保険等の福利厚生費の助成（既存事業のため譲与税対象外）

4、労働安全対策

・防護衣・安全靴等への助成

5、架線集材の技能継承等（今後の検討）